整備手法について(補足)

- ・ 既存敷地内の限定されたエリアで診療を継続しながらの施工など現場の制約が多い場合には、施工者独自のノウハウを反映した現場条件に適した設計や、施工者の固有技術を活用した合理的な設計により、建設費の縮減・工期の短縮にも繋がる発注方式とする必要があります。
- ・ 大規模な病院建設事業は、計画から完成まで長期間を要するため、その間に生じる医療 制度の変更や医療技術の進歩に柔軟に対応できる契約方式とする必要があります。
- ・ このことから、本事業は、「設計と施工を一括した発注方式(基本設計からの DB 方式)」 をベースとし、当該方式で懸念されるリスクや医療制度の変更等に対応できる本事業独 自の取組を行います。

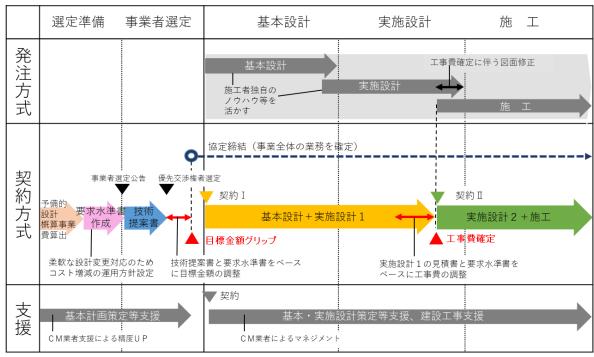
<リスクへの対応>

● 院内スタッフへの十分なヒアリングによる予備的な設計と概算事業費の算出を行い、発注条件が明確な要求水準書等を作成する。なお、当該要求水準書等の作成は、病院建設のノウハウを有する CM (コンストラクション・マネジメント) 会社の支援により精度の高いものとする。

<医療制度の変更等への対応>

- 医療制度の変更等への対応については、要求水準(性能規定)にとらわれずに柔軟に設計変更 への対応が行えるよう、あらかじめコスト増減管理の運用方針を定める。
- 設計段階から完成まで、CM会社の支援によるマネジメントを行うものとする。
- ・ また、契約方式は、技術提案に基づき選定された優先交渉権者と事業全体の業務の確定 と目標金額を定める協定を締結後、直ちに設計業務の契約を締結し、設計の過程で価格 等の交渉を行い、交渉が成立した場合に施工の契約を締結する2段階方式とします。

<本事業独自の取組のイメージ>



発注にあたっては、地域に貢献できる方式を検討します。